

第58回 <ケア>カフェ in まび

🍓 <ケア>のこと なんでも 語りあい 学びあう 集い 🍓

■ 日時：2019年 **4月12日** (金) 19:00~21:00

■ 会場：「ぶどうの家 BRANCH (ランチ)」 TEL:086-697-5255
(倉敷市真備町辻田 197 / 川辺「セブンイレブン」信号を北へ100m 東側)

■ 内容

「認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン」を読む

昨年6月に厚生労働省から発表されたガイドラインを読まれたでしょうか。
読んだ方も、読んでいない方も、いっしょに読んでみませんか。
認知症であっても本人の意思が最大限尊重されるのは当然のことです。

あわせて、岡山県内の権利擁護関係団体などで取りまとめている最中の「**意思決定支援のためのアセスメントシート**」についても紹介します。

ガイドライン ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf>

■ 案内人

林 道也 (社会福祉士・介護支援専門員)



日本は、障害者の権利や意思、選好を尊重することを定めた「障害者の権利に関する条約」を2014年に批准しています。すなわち、認知症であっても本人の自己決定を尊重すること、意思決定を支援すべきことを国が国民に求めているのです。

とはいえ、どのように意思決定を支援すればいいかを示したガイドラインはこれまでありませんでした。そのため、厚生労働省の事業として、認知症の人の意思決定支援の方法、また法的・倫理的な観点について検討し、その成果として今回のガイドラインをまとめました。ガイドラインの内容は、英国の意思決定能力法 (The Mental Capacity Act 2005) を参考にしています。

医療や介護の現場では、認知症患者本人の意思を確認するという考えはこれまであまり一般的ではなかったでしょう。また、生物学的 (医学的) に善かれと思うことの提供ばかりが目目されていたと思います。しかし、本人の意思に沿わなければ、医学的に善かれと思われる介入であっても、本人のQOLは下がります。「本人の意思に沿うことが本人のQOLを高める」との認識を新たに持つことが重要です。

(ガイドラインを取りまとめた、中京大学大学院・稲葉一人教授の話 —— 「日経メディカル」より)

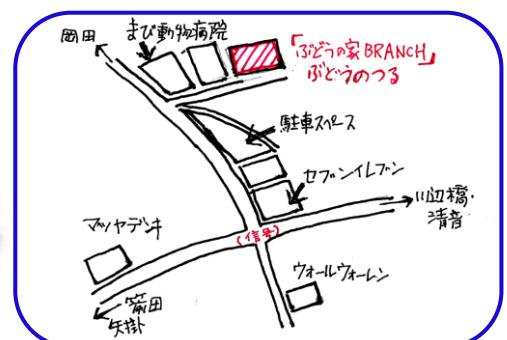
■ 参加費：100円。 どなたでも参加できます。
参加申し込み不要。直接会場へお越しください。

■ 問い合わせ：<林> 090-5366-1497

michi-care@outlook.jp

■ こちらも参照願います。

⇒ <https://okayama-care.jimdo.com/ケア-カフェ-in-まび/>



「<<ケア>カフェ in まび」は原則として毎月第2金曜日を開催します